

被災者支援情報

概要版

平成30年胆振東部地震で被災された皆さまへの支援情報です。詳しくは町ホームページや支援ガイドブックでご確認ください。

☎：受付期間 ☎：問い合わせ

住まいや身の回りのこと

被災証明書の発行

住宅等の被害程度を証明します。証明書判定基準により、各種制度の対象となる場合があります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

被災証明書の発行

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

応急仮設住宅

民間賃貸住宅をみなし応急仮設住宅として、プレハブ式仮設住宅を応急仮設住宅として提供します。

住宅ローンの返済

一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。

☎ 全国銀行協会相談室 ☎ 0570-0171-109

義援金の配分

厚真町・北海道へお寄せいただいた義援金を配分します。

☎ 平成30年12月17日(月)～12月27日(木)：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真地区)

☎ 1月21日(月)～1月31日(木)：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区)

☎ 平成30年12月3日(月)～：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里地区)

☎ 総務課財政グループ ☎ 27-2481

※住宅として再利用ができず居住できない場合は「大規模半壊」「一部損壊」の場合も対象です。

☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

被災住宅の応急修理

壊れた住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。

☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

被災住宅の解体撤去

被災証明により全壊と判定された個人の家屋や中小企業の事業所を解体撤去します。

※「半壊」「大規模半壊」と判定されたものは、一部補助対象となる場合がありますので、事前に相談ください。

☎ 3月29日(金)まで

☎ 町民福祉課町民生活グループ 被災家屋解体ダイヤル ☎ 080-2873-0489

復旧作業実施に伴う倒木の撤去

道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。撤去に異議のある方はお申し出ください。

☎ 産業経済課農林業グループ ☎ 27-2419

被災者生活再建支援制度

お金に関すること

役所の手続きのこと

国税の特別措置

地震により被害があった方を対象に、国税の特例措置があります。

☎ 苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

道税の特別措置

地震により被害があった方を対象に、道税の特例措置があります。

☎ 苫小牧道税事務所 ☎ 0144-32-5178

☎ (個人事業税) ☎ 0144-32-5190

☎ (不動産取得税) ☎ 0144-32-5191

☎ (道税の納税)、札幌道税事務所自動車税部 ☎ 011-746-1193 (自動車税)

町税の特別措置

被害を受けた方の町税について、平成30年9月6日(木)以降に到来する申告・納付等の期限を平成31年1月31日(木)まで延長します。対象の方は申請手続きをしなくても納期限が延長されます。

また、被害の程度に応じて、町に納めていただく税金が申請により免除や減免となる場合があります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

☎ 減免申請については、今後改めてお知らせします。

年金手帳などを紛失したとき・国民年金等の保険料が払えないとき

年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行する

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支援金(基礎支援金・加算支援金)を支給します。

☎ 基礎支援金：10月5日(土)まで、加算支援：平成33年10月5日(火)まで

☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

☎ 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金を貸し付けます。

☎ 胆振総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係 ☎ 0143-24-9845

年金担保貸付

国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、医療や住宅改修資金などを貸し付けます。

☎ 独立行政法人福祉医療機構 ☎ 03-3438-0224

恩給担保貸付

恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を貸し付けます。

☎ (株)日本政策金融公庫室蘭支店 ☎ 0143-44-1731

災害復興住宅融資

地震により住宅に被害を受けた方に住宅を建設・購入・補修するための資金を貸し付けます。

☎ 平成32年9月5日(土)まで

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎ 0120-086-353

ことができます。また、国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方で、その方の財産に係る損害が2分の1以上の場合(「被災証明書が半壊以上の方等」)は、申請をすると平成30年8月分～平成32年6月分の国民年金保険料の免除が受けられます。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135

登記済証、登記識別情報を紛失したとき

登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合、不動産の売買、贈与、抵当権設定時に他の方法で所有者本人確認が必要となります。

☎ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-34-7403

運転免許証を紛失したとき

地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付できます。また再交付手数料が免除される場合があります。

☎ 苫小牧警察署 ☎ 0144-35-0110、運転免許テレフォンサービス ☎ 011-699-8654

各種証明書の発行

各種手続きに使用する各種証明書については手数料を免除します。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、総務課税務グループ ☎ 27-2481

後期高齢者医療保険料の減免等

後期高齢者医療保険料の減免等

リ災証明全壊○大規模○半壊○部

住居の被害にあった方を対象に後期高齢者医療保険料について減免、または分割納付・納付猶予を行います。

○町民福祉課民生生活グループ ☎26-78771

児童扶養手当の受給

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。

○町民福祉課子育て支援グループ ☎26-78772

自動車に被害を受けたとき

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

被災した自動車を処分し、代替自動車を購入した場合、自動車取得税が減免されます。また、被災自動車の重量税が還付されます。

○室蘭運輸支局 ☎050-5540-2004、軽自動車検査協会室蘭事務所 ☎050-3816-1766

医療機関受診時の一部負担金免除

リ災証明全壊○大規模○半壊○部

一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金免除の申請を受け付けます。12月31日(月)までの受診が対象で、平成30年9月～11月に医療機関を受診した方には、償還払いを行います。

○町民福祉課民生生活グループ ☎26-78771

飲用井戸の水質検査

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

地震の影響により新たに飲用水の検査が必要になった方を対象に飲用井戸の水質検査手数料を補助します。

ます。

○3月29日(金)まで

○北海道苫小牧保健所 ☎0144-34-4168

飲用井戸等給水施設整備事業補助金

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

未給水区域の住宅に居住する(または居住しようとする)方のうち、飲用水等の給水施設を新設しようとする方、災害等により枯渇、汚染または破損し、飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方の飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

○町民福祉課民生生活グループ ☎26-78771

農業用井戸等給水施設整備事業補助金

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

未給水区域で農業経営をしている方のうち、給水施設(農業用水等の確保のための農業用井戸等の取水、導水、送水および配水の施設)を新設しようとする方、既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方の農業用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

○産業経済課農林業グループ ☎27-2419

こども園利用者負担金等の免除

リ災証明全壊○大規模○半壊○部

平成30年9月中のこども園の使用に係る利用者負担等を免除します。

また、震災等で居住する家屋等に損害があった場合、こども園の利用者負担額を減免できる制度があります。

○平成30年12月28日(金)まで

こども園の給食費・教材費の援助

リ災証明全壊○大規模○半壊○部

事業者の方へ

中小企業者向け融資制度

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

今回の災害が原因で売上高等が減少している中小企業を支援するための措置を行います。

このたびの地震災害等により、厚真町はセーフティネット保障第4号における指定地域となりました。

○産業経済課経済グループ ☎27-2486

予定されている支援制度

※詳細が決まりましたらお知らせします。

災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します(対象者には町から手続きについてご案内します)。

○町民福祉課福祉グループ ☎26-78772

災害弔慰金・見舞金(北海道)

災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。

住宅被害見舞金(北海道)

災害により自己所有の家屋ならびに借家に居住し被災した世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。

義援金の配分(二次配)

住宅を修繕した方を対象に、義援金を配分します。

住居が被災した保護者の方に、こども園の給食費および教材費について援助します。

○平成30年12月28日(金)まで

○町民福祉課子育て支援グループ ☎26-78772

栄養士・調理師免許に関する手数料の免除

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

被災により栄養士・調理師免許証を亡失・汚損した方等に対し、負担軽減を図るため各種手数料を免除します。

○北海道苫小牧保健所 ☎0144-34-4168

あつまネット使用料等の特例

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

全地域の平成30年10月分使用料(使用日8月20日～9月19日)と吉野・富里・高丘・幌内地区の解約に係る手数料は徴収しません。吉野・富里・高丘・幌内地区はサービスを休止していますので、使用料は発生しません。

○まちづくり推進課企画調整グループ ☎27-3179

国民健康保険料の減免

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

地震によって納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて国民健康保険料を軽減する減免措置を受けることができます。

○町民福祉課民生生活グループ ☎26-78771

介護保険料の減免

リ災証明全壊―大規模―半壊―部

地震によって第1号被保険者または世帯の生計を

厚真町復興イベント
1月27日(日)
会場：総合福祉センター

予告

お問い合わせ 厚真町復興イベント実行委員会(町観光協会) ☎29-7711

生活再建に向けた支援ガイドブックを発行しています。

平成30年北海道胆振東部地震で被害された皆さまへ、主な支援制度を取りまとめたガイドブックを作成しました。制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

発行日 毎月第2・第4金曜日 ※内容を追加・変更した場合に発行します。

配布方法 ・町内全戸配布 シルバー人材センターから各自治会へ配布されます。追加・変更がない場合は配布がありません。

・窓口設置 役場、総合ケアセンターゆくり、青少年センター、上厚真支所

お問い合わせ 総務課災害復興グループ ☎27-2321

